

三十三 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p><u>（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と一括評価金銭債権に係る貸倒引当金との関係）</u></p> <p><u>11-2-1の2 法第52条第1項《貸倒引当金》に規定する個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算と同条第2項に規定する一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算は、それぞれ別に計算することとされていることから、例えば、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額に繰入限度超過額があり、他方、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額が繰入限度額に達していない場合であっても、当該繰入限度超過額を当該一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額として取り扱うことはできないことに留意する。</u></p> <p>（担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ）</p> <p>11-2-8</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>..... <u>当該計上した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日</u>.....</p> <p>（売掛金、貸付金に準ずる債権）</p> <p>11-2-16</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>（新設）</p> <p>（担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ）</p> <p>11-2-8</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>..... 当該計上した事業年度終了の日.....</p> <p>（売掛金、貸付金に準ずる債権）</p> <p>11-2-16</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
(3) (4) (5) <u>法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》に規定する「法人税の負担額」又は「法人税の減少額」として収入すべき金額に係る未収金（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものを除く。）</u> (注) <u>法第52条第2項</u>	(3) (4) (注) <u>同項</u>

三十四 退職給与引当金

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止) (廃止)	<p style="text-align: center;"><u>第4節 退職給与引当金</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1款 退職給与規程</u></p> <p>(労働協約による退職給与規程)</p> <p><u>11-4-1 令第105条第1号《労働協約による退職給与規程》に規定する規程に関しては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>労働協約により定められている退職給与規程は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第5条第1項《労働組合として設立されたものの取扱》の規定による手続を経ていない労働組合との間に締結したものであっても、これに該当する。</u></p> <p>(2) <u>労働協約により定められている退職給与規程は、労働協約による協定事</u></p>

項の一条項（その条項に基づき別に規程が定められている場合のその規程を含む。）として定められているものであると退職給与の支給に関する事項だけの協約によるものであると問わないが、労働協約において単に「退職給与の支給については就業規則に定めるところによる」旨だけを規定している場合には、その就業規則における退職給与の支給に関する規程は、これに該当しない。

（廃止）

（税務署長に届け出た退職給与規程の改正の効力）

11-4-2 税務署長にあらかじめ届け出た退職給与の支給に関する規程により退職給与引当金勘定を設けている法人が、当該規程を改正したことによりその改正に係る令第109条第2項《改正等があった場合の退職給与規程に関する書類の提出》に規定する書類を税務署長に提出する場合において、当該書類をその提出の基因となる事実の生じた事業年度に係る確定申告書の提出期限までに提出したときは、その提出期限に係る事業年度以後の各事業年度における繰入限度額は、その提出した書類に記載されたところにより計算する。

（廃止）

（退職給与規程に係る書面の提出）

11-4-2の2 法人が令第109条第2項《改正等があった場合の退職給与規程に関する書類の提出》の規定により同項に規定する書類を提出する場合において、令第106条第2項《退職給与引当金勘定への繰入限度額》かっこ書の規定の適用を受けようとするときは、同項かっこ書に規定する書面を当該書類に添付する必要があるのであるが、当該書面を当該書類の提出後に提出した場合には、当該書面の提出後最初に到来する確定申告書の提出期限に係る事業年度以後の各事業年度につき同項かっこ書の規定を適用する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(最低限度の支給率等が定められていない場合の不適用)</p>
(廃 止)	<p>11-4-3 <u>退職給与規程において退職給与の支給率又は支給額について「何%以内を支給する」、「減額することができる」等のようにその最低限度が定められていない場合には、法第54条《退職給与引当金》の規定の適用はないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p>第2款 <u>退職給与引当金の繰入れ</u></p>
(廃 止)	<p>(自己都合により退職する場合の退職給与の額の計算)</p> <p>11-4-4 <u>令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》に規定する自己の都合により退職するものと仮定した場合の退職給与の額を計算する場合において、退職給与規程に自己の都合による退職につき「病気のため」、「結婚のため」等の細目が定められているときは、退職給与の額は、そのうちの無条件任意退職の場合の支給率又は支給額によって計算する。</u></p>
(廃 止)	<p>(支給基準等が改正された場合の繰入限度額の計算)</p> <p>11-4-5 <u>退職給与の支給基準又は給与ベースの改正が行われた場合には、その改正の効果が前事業年度にさかのぼると否とを問わず、令第106条第1項第1号口《前期末の要支給額》の前事業年度終了の時における退職給与の額(以下この節において「前期末退職給与の要支給額」という。)は、改正前の支給基準又は給与ベースにより計算する。</u></p>
(廃 止)	<p>(労働協約による退職給与規程と就業規則による退職給与規程とがある場合の繰入限度額の計算)</p>

11-4-6 使用人の一部については労働協約による退職給与規程の適用があり、他の使用人については就業規則による退職給与規程の適用がある場合には、令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》に規定する金額は、退職給与規程の適用の異なる使用人ごとにそれぞれの退職給与規程に基づいて計算するものとする。この場合において、就業規則による退職給与規程の適用がある使用人については、同条第2項《給与総額基準》の規定を準用する。

(注) 令第106条第2項の規定を準用する場合のその計算の基礎となる給与の総額は、就業規則による退職給与規程の適用がある使用人に係る給与の合計額に限られる。

(廃止)

(使用人の一部について就業規則による退職給与規程が適用される場合の繰入限度額の計算)

11-4-7 使用人の一部については労働協約による退職給与規程の適用があり、他の使用人については就業規則による退職給与規程の適用がある場合においても、それぞれの退職給与規程の内容が同一のものであり、かつ、当該労働協約の適用がある使用人の数が労働組合法第17条《一般的拘束力》に定める数以上であるときは、就業規則による退職給与規程の適用がある使用人についても、労働協約による退職給与規程の適用があるものとして令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》に規定する金額を計算することができるものとする。

(廃止)

(繰入限度額の簡便計算)

11-4-8 法人が令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》に規定する退職給与の額の計算を簡便化するため、退職給与規程に定める退職給与の額の計算の基準に応じ使用人を適宜のグループに区分し、その区分ごとに一括して計算する方法を採用する場合において、期末退職給与の要支給額及

改 正 後	改 正 前
	<p><u>び前期末退職給与の要支給額について当該区分されたグループに属する使用人に係る給与の額の総額に当該使用人に適用する基準のうち最も低い基準（例えば、在職年数を基準とする場合には、最も短い在職年数）を適用して計算しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>（退職給与の支給の対象となる使用人の範囲）</u></p> <p>11-4-9 <u>令第106条第2項《給与総額基準》に規定する使用人には、退職給与の支給の対象となる在職年限に達していないため退職給与の支給されない者も含まれる。</u></p> <p><u>（退職金共済契約等に基づく給付金だけを受ける者）</u></p> <p>11-4-10 <u>法人がその使用人のために令第108条第1項《退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等》に規定する退職金共済契約等又は適格退職年金契約等を締結している場合において、これらの契約に基づく給付金だけの支給を受ける者は、令第106条第2項かっこ書《給与総額基準》に定める「退職給与の支給の対象とならないもの」に該当することに留意する。</u></p> <p><u>（給与総額に算入する外交員等の報酬等）</u></p> <p>11-4-11 <u>法人がその使用人たる外交員、集金人等で固定給与と歩合給与の支払いを受ける者に対し退職給与を支給することとしている場合において、法人が退職給与引当金勘定の繰入限度額の計算上当該外交員等と他の使用人とを区分してそれぞれにつき令第106条第1項第1号及び第2項《退職給与引当金勘定への繰入限度額》の規定を適用するときは、当該外交員等に係る同</u></p>

条第2項の金額は、所得税法第204条各号《源泉徴収義務》に掲げる報酬等とされる金額を給与の額に含めて計算することができる。

(廃止)

第3款 退職給与引当金の取崩し

(廃止)

(支給基準等がさかのぼって改正された場合の取崩し)

11-4-12 退職給与の支給基準又は給与ベースの改正が行われた場合には、当該事業年度終了の日までに退職した使用人に係る令第107条第2項第1号《退職した場合の取崩し》に規定する退職給与引当金勘定の金額の取崩しは、その改正の効果が前事業年度にさかのぼると否とにかかわらず、改正前の規定又は給与ベースに基づく前期末退職給与の要支給額による。

(廃止)

(適格退職年金契約等への移行年度における取崩し)

11-4-12の2 法人がその使用人に支給すべき退職給与の額が全部又は一部につき適格退職年金契約に基づく給付金又は厚生年金基金からの給付金に移行した場合においても、その移行した日の属する事業年度において使用人が退職したときは、令第107条第2項第1号《退職した場合の取崩し》の規定により、その移行前の退職給与規程に基づく当該使用人に係る前期末退職給与の要支給額に相当する退職給与引当金勘定の金額を取り崩さなければならないことに留意する。

(廃止)

(使用人が役員になった場合の取崩し)

11-4-13 法人の使用人が役員になった場合において、その際に使用人分の退職給与を支給しないときは、その者に係るその役員になった日の属する事業年度の前期末退職給与の要支給額は、令第107条第2項第1号《退職した場合の取崩し》の規定にかかわらず、その者が退職給与の支給を受けるまでは、退職給与引当金の勘定の金額を取り崩さないことができる。この場合

改 正 後	改 正 前
	<p><u>において、その取崩しをしないときは、当該前期末退職給与の要支給額を令第106条第1項第2号《累積限度額基準》及び第107条第2項第2号に規定する期末退職給与の要支給額に含めることができる。</u></p> <p>(退職給与を支給しない正当の理由の範囲)</p> <p>11-4-14 <u>令第107条第2項第3号《正当の理由なく退職給与を支給しない場合の取崩し》の正当の理由がある場合には、例えば、使用人に不正があった等のため解雇したときのように、社会通念上退職給与を支給しないことが相当であると認められる場合がこれに該当する。</u></p> <p>(要支給額を超えて退職給与を支給した場合の取崩し)</p> <p>11-4-15 <u>法人が使用人の退職に際しその退職した使用人に係る前期末退職給与の要支給額を超えて退職給与引当金勘定の金額を取り崩した場合においても、その取り崩した金額が実際に支給した退職給与の額に相当する金額以下であるときは、その取崩しは令第107条第2項第6号《目的外取崩し》に該当しないものとする。</u></p> <p>(繰入限度超過額の認容)</p> <p>11-4-16 <u>法人が退職給与引当金勘定の金額につき、令第107条第2項《退職給与引当金勘定の金額の取崩し》の規定により取り崩すべき金額を超えて取り崩した場合において、当該退職給与引当金勘定の金額のうち繰入限度超過額があるため、その超える部分の取崩額のうち繰入限度超過額に達するまでの金額を確定申告書において損金の額に算入したときは、これを認める。</u></p>

(廃止)

第4款 退職年金制度等を採用している場合の繰入限度額等

(廃止)

(退職一時金と退職年金との選択制の場合の退職給与の要支給額)

11-4-17 令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》の期末退職給与の要支給額及び前期末退職給与の要支給額を計算する場合において、使用人が退職一時金の支給と退職年金の支給とのいずれかを選択できるときは、これらの要支給額は、退職一時金を支給するものとして計算した金額による。

(廃止)

(年金支給の場合の退職給与の要支給額)

11-4-18 法人が退職給与規程において退職給与の支給に代え、又はこれと併せて退職年金を支給する定めをしている場合には、令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》の期末退職給与の要支給額及び前期末退職給与の要支給額は、退職年金の総額を退職給与の額とみなして計算する。この場合における退職年金の総額は、有期退職年金にあってはその定められた期間に支給すべき退職年金の総額により、終身退職年金で退職時から一定期間退職年金を支給する等いわゆる保証期間の定めのあるものにあつては、その保証期間に支給すべき退職年金の総額による。

(廃止)

(据置年金の場合の退職給与の要支給額)

11-4-19 退職給与規程により退職年金を支給する定めをしている法人の退職年金の支給の始期が、年金受給者の退職の時から一定期間据え置いて開始し、又は受給者が一定年齢に達した時に開始することとなっている場合には、当該退職年金については、その退職年金の総額は、11-4-18にかかわらず、次の算式により計算した金額とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>(算式)</p> $\text{退職年金の総額} = \text{支給期間中の年金総額} \times \frac{1}{(1+i)^n}$ <p>(注) i = 利率 (半年複利による年6分とする) n = 据置期間 (6月を単位として計算し、6月未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>(退職年金受給者がある場合の累積限度額)</p> <p>11-4-20 法人が退職した使用人に対して退職年金を支給している場合に</p> <hr/> <p>ないが、令第106条第1項第2号《累積限度額基準》及び第107条第2項第2号《累積限度額を超える場合の取崩し》の期末退職給与の要支給額には、その年金受給者の退職の日の属する事業年度の前期末退職給与の要支給額 (当該年金がいわゆる据置年金であるときは、11-4-19により計算した金額とし、退職年金の支給を開始した日の属する事業年度以後の各事業年度にあっては、当該要支給額から11-4-21により取り崩す金額を控除した金額) を含めることができる。</p> <p>(廃止)</p> <p>(退職年金を支給する場合の取崩しの方法)</p> <p>11-4-21 退職した使用人に退職年金を支給する場合における退職給与引当金勘定の金額の取崩しについては、次の(1)又は(2)のいずれかによることができる。</p> <p>(1) 当該使用人に係る前期末退職給与の要支給額 (退職一時金を支給した場合には、その支給額を控除した金額。以下(2)において同じ。)に当該使用人に支給すべき退職年金の総額に対する当該事業年度において支給した退職年金の額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額を当該退職年金の支</p>

給の都度取り崩す。

(2) 当該使用人に係る前期末退職給与の要支給額に達するまで退職年金の支給の都度その支給額に相当する金額を取り崩す。

(注) 退職した使用人に退職年金のほかに退職一時金を支給する場合には、当該使用人に係る前期末退職給与の要支給額のうち退職一時金に相当する退職給与引当金勘定の金額を取り崩すことに留意する。

(廃止)

(再移行があった場合の調整前累積限度超過額)

11-4-22 令第108条第1項第3号《調整前累積限度超過額の取崩し》の規定の適用を受けている法人につき再び退職給与規程の改正等による移行(以下11-4-22において「再移行」という。)が行われた場合には、その再移行が行われた日の属する事業年度(以下11-4-22において「再移行年度」という。)において、同号に規定する調整前累積限度超過額を改訂計算し、その改訂された調整前累積限度超過額につき同号の規定を適用することに留意する。

ただし、平成10年4月1日前の移行について法人税法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第105号)による改正前の令第108条第1項第3号《調整前累積限度超過額の7年均分取崩し》の規定の適用を受けている場合には、再移行年度において、その再移行に係る部分の調整前累積限度超過額(改訂計算して算定した調整前累積限度超過額から同日前の移行に係る調整前累積限度超過額の取崩し未済額を差し引いた残額をいう。)を算定し、同日前の移行に係る調整前累積限度超過額と区分して令第108条第1項第3号の規定を適用することに留意する。

(注) 調整前累積限度超過額の取崩し未済額とは、調整前累積限度超過額に84から移行年度の翌事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数を控除した数を乗じて84で除して計算した金額をい

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃止)</p>	<p style="text-align: center;">う。</p> <p>(既に適格退職年金等を実施している場合の過去勤務掛金等の額の合計額)</p> <p>11-4-23 既に適格退職年金又は厚生年金基金(以下「適格退職年金等」という。)を実施している法人が、再び退職給与規程の改正等によって適格退職年金等へ移行した場合における移行年度の翌事業年度から当該事業年度までの間に支出した過去勤務掛金等の額の合計額(令第108条第1項第3号口かっこ書に規定する過去勤務掛金額の合計額又は過去勤務債務等の額に係る掛金等の額の合計額をいう。以下11-4-23において同じ。)は、当該過去勤務掛金等の額の合計額に次に掲げる移行時点の移行割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</p> <p>(1) 直前の適格退職年金等への移行が平成10年4月1日以後で令第108条第1項第3号《調整前累積限度超過額の取崩し》の規定の適用を受けている場合</p> $\text{移行割合} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{今回の移行に伴い新たに発生した過去勤務債務等の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{今回の移行前の過去勤務債務等の総額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{直前の移行に係る移行割合} \end{array} \right]}{\text{過去勤務債務等の総額}}$ <p>(2) (1)以外の場合</p> $\text{移行割合} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{今回の移行に伴い新たに発生した過去勤務債務等の額} \end{array} \right]}{\text{過去勤務債務等の総額}}$ <p style="text-align: center;">(廃止)</p> <p style="text-align: center;">第5款 使用人が転籍又は出向した場合の繰入限度額等</p>

(廃止)

(転籍者に係る退職給与の要支給額)

11-4-24 転籍者(その転籍の時に退職給与の支給を受けなかった者に限る。)について、転籍後の法人が転籍前の法人における当該転籍者の在職年数を通算して退職給与の額を支給する旨を退職給与規程において定めている場合には、当該転籍者については、その転籍の時を前事業年度終了の時とみなして令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》の金額を計算する。

(廃止)

(退職給与の負担区分が定められている場合の退職給与引当金の取扱い)

11-4-25 転籍前の法人及び転籍後の法人が、それぞれの退職給与規程において、転籍者が転籍後の法人を退職した時にそれぞれの法人における在職期間を通算して退職給与を支給する旨及びそれぞれの法人の負担すべき退職給与額の計算方法を合理的に定めている場合には、転籍前の法人においても、当該転籍者を引き続き在職する使用人とみなし、自己の支給すべき退職給与の額を基礎として令第106条第1項《退職給与引当金勘定への繰入限度額》の金額を計算することができるものとし、当該転籍者が転籍後の法人を退職する時まで退職給与引当金勘定の金額を取り崩さないことができる。

(注) 転籍前の法人と転籍後の法人とが負担すべき退職給与の額の計算方法につき、次のいずれかの方法によっている場合には、その負担区分は合理的なものとする。

- 1 当該転籍者が転籍後の法人を退職する時に支給すべき退職給与の額(以下11-4-25において「要支給額」という。)をそれぞれの法人における在職期間の比により負担する方法
- 2 要支給額のうち転籍の時における当該転籍者に係る退職給与の要支給額に相当する金額又は当額金額に当該転籍者が転籍後の法人に在職した期間に見合う通常の金利に相当する金額を加算した金額を転籍前の法人が負担する方法

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>(使用人が従事することが見込まれる業務)</p> <p>11-4-26 令第106条の2第3号《分社型分割等における期中退職給与引当金勘定の設定の要件》に規定する「分割承継法人等の業務」又は第107条第1項第3号《退職給与引当金勘定の金額の取崩し》に規定する「合併法人等の業務」とは、これらの号に規定する分割等事業又は被合併等事業に限らないことに留意する。</p>
<p>(廃止)</p>	<p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>11-4-27 令第106条の2第3号《分社型分割等における期中退職給与引当金勘定の設定の要件》に規定する「分割承継法人等の業務に従事すること」とは、同号に規定する分割等事業に従事していた使用人が出向により分割承継法人等の業務に従事する場合も、これに含まれることに留意する。</p> <p>(注) 令第107条第1項第3号《退職給与引当金勘定の金額の取崩し》に規定する「合併法人等の業務に従事すること」についても同様とする。</p>
<p>(廃止)</p>	<p>(出向者に係る退職給与引当金の繰入れ)</p> <p>11-4-28 退職給与規程により退職給与を支給すべき使用人が出向した場合には、出向元法人においては、たとえその支給すべき退職給与の全部又は一部を別途出向先法人に負担させることとしているときであっても、当該出向者につきその退職給与規程に基づいて退職給与引当金の繰入れをすることができるのであるから留意する。</p> <p>(注)1 出向元法人が出向先法人から支払を受ける出向者に係る退職給与の負担金の額は、その支払を受けるべき日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>

2 出向元法人及び出向先法人がそれぞれの退職給与規程に定める負担区分に基づいて出向者に係る退職給与の額を負担することとしている場合における退職給与引当金の取扱いについては、11-4-25の例による。

(廃止)

(出向先法人が通算支給する場合の退職給与引当金の取扱い)

11-4-29 法人の使用人が出向した場合において、出向元法人及び出向先法人の退職給与規程によりその出向者に対する退職給与の額を出向先法人が出向元法人における在職年数を通算して支給すべきこととなったときは、当該出向者に係る退職給与引当金の取扱いについては、11-4-24の例によることができる。

(廃止)

(出向者等が役員に昇格した場合の退職給与引当金の取扱い)

11-4-30 出向者又は転籍者がその出向又は転籍の日の属する出向先法人又は転籍後の法人の事業年度においてその役員となった場合(役員となった時にその使用人であった期間に係る退職給与を支給しない場合に限る。)には、これらの法人においては、これらの者につきその役員となった時を当該事業年度終了の時とみなして11-4-24及び11-4-29の取扱いを適用することができるものとする。